

## 相対的貧困率は15.4%、ひとり親世帯の貧困率は5割

—厚生労働省 「2019年国民生活基礎調査」より—

以下では厚生労働省より発表された「2019年国民生活基礎調査」(URL：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>)を参考に、貧困率の状況や推移について確認する。

### 「国民生活基礎調査」の概要

(厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」より抜粋)

#### 目次

#### 調査の概要

#### 結果の概要

#### I 世帯数と世帯人員の状況

- 1 世帯構造及び世帯類型の状況
- 2 65歳以上の者のいる世帯の状況
- 3 65歳以上の者の状況
- 4 児童のいる世帯の状況

#### II 各種世帯の所得等の状況

- 1 年次別の所得の状況
- 2 所得の分布状況
- 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況
- 4 所得の種類別の状況
- 5 貯蓄、借入金の状況

#### **6 貧困率の状況**

- 7 生活意識の状況

#### III 世帯員の健康状況

- 1 自覚症状の状況
- 2 通院の状況
- 3 健康意識
- 4 サプリメントのような健康食品の摂取の状況
- 5 悩みやストレスの状況
- 6 こころの状態
- 7 喫煙の状況
- 8 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況
- 9 がん検診の受診状況

#### IV 介護の状況

- 1 要介護者等のいる世帯の状況
- 2 要介護者等の状況
- 3 主な介護者の状況

#### 統計表

#### 用語の説明

## ・調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986（昭和61）年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2019（令和元）年は、12回目の大規模調査を実施した。

## ・調査対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2015（平成27）年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯（約30万世帯）及び世帯員（約72万人）を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約7千人）を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約3万世帯）及び世帯員（約8万人）を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

### ①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

### ②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1. 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2. 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

## ・結果の集計及び集計客体

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	301334世帯	218332世帯	217179世帯
所得票・貯蓄票	32529世帯	23014世帯	22288世帯
介護票	7396人	6549人	6295人

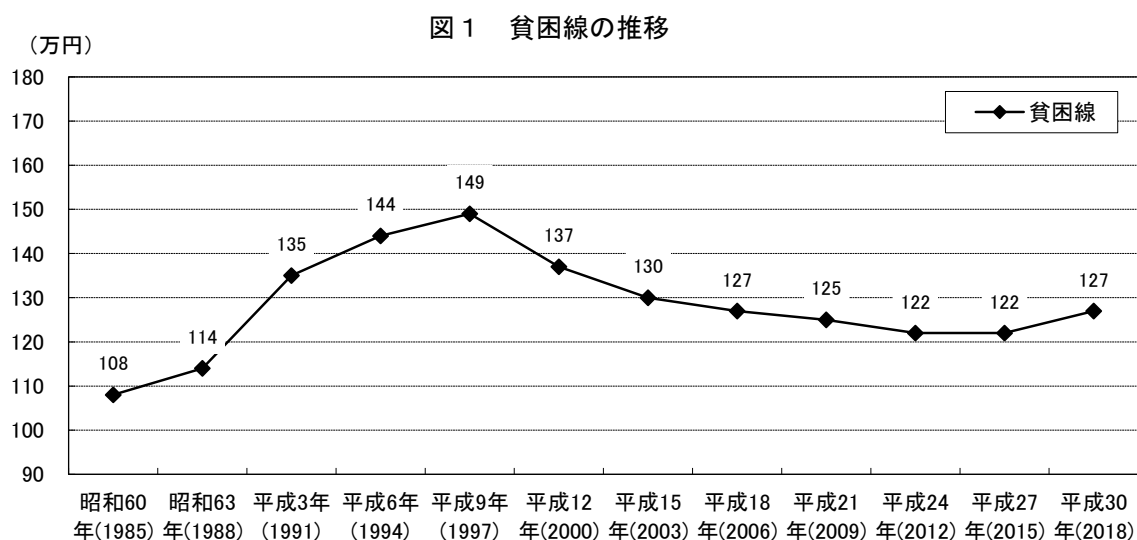
## ・調査時期

世帯票・健康票・介護票 2019（令和元）年6月6日

所得票・貯蓄票 2019（令和元）年7月11日

## 1. 貧困線の推移

相対的貧困率を算出する際の基準となる貧困線を見ると、平成30年（2018年）は127万円となっている（図1）。平成27年（2015年＝122万円）から5万円の増加となっている。一方、ピークの平成9年（1997年＝149万円）と比べると、等価可処分所得の中央値の減少に伴い、貧困線は低い水準となっている。



### 注

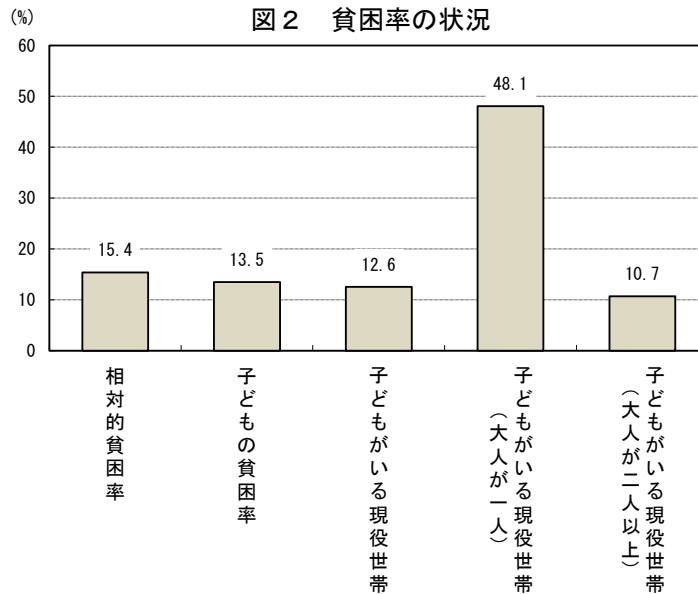
- 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 2018（平成30）年から「新基準」に基づいた貧困率が掲載されている。新基準は2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より作成

## 2. 貧困率の状況

「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%であり、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%となっている（図2）。

「子どもがいる現役世帯」の貧困率は12.6%で、そのうち「大人が一人」の貧困率は48.1%、「大人が二人以上」の貧困率は10.7%である。ひとり親世帯は2人に1人が貧困状態となっており、厳しい経済状況にあることがうかがえる。



注

○大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

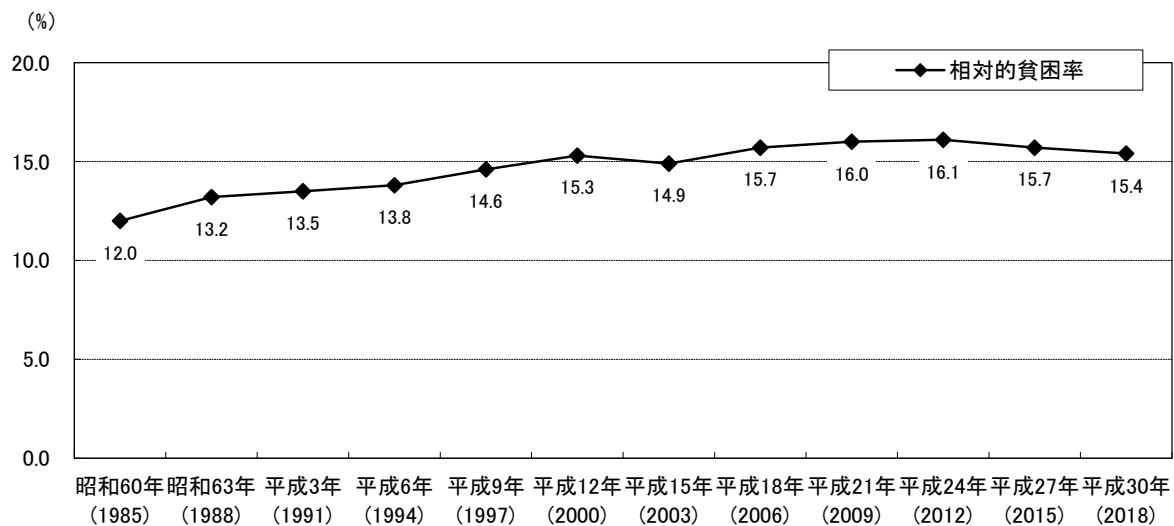
○等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より作成

### 3. 相対的貧困率の推移

図3から相対的貧困率の推移をみると、平成27年（2015年＝15.7%）からは0.3ポイント減少しているが、依然として7人に1人程度が貧困状態にあることは一貫している。

図3 相対的貧困率の推移



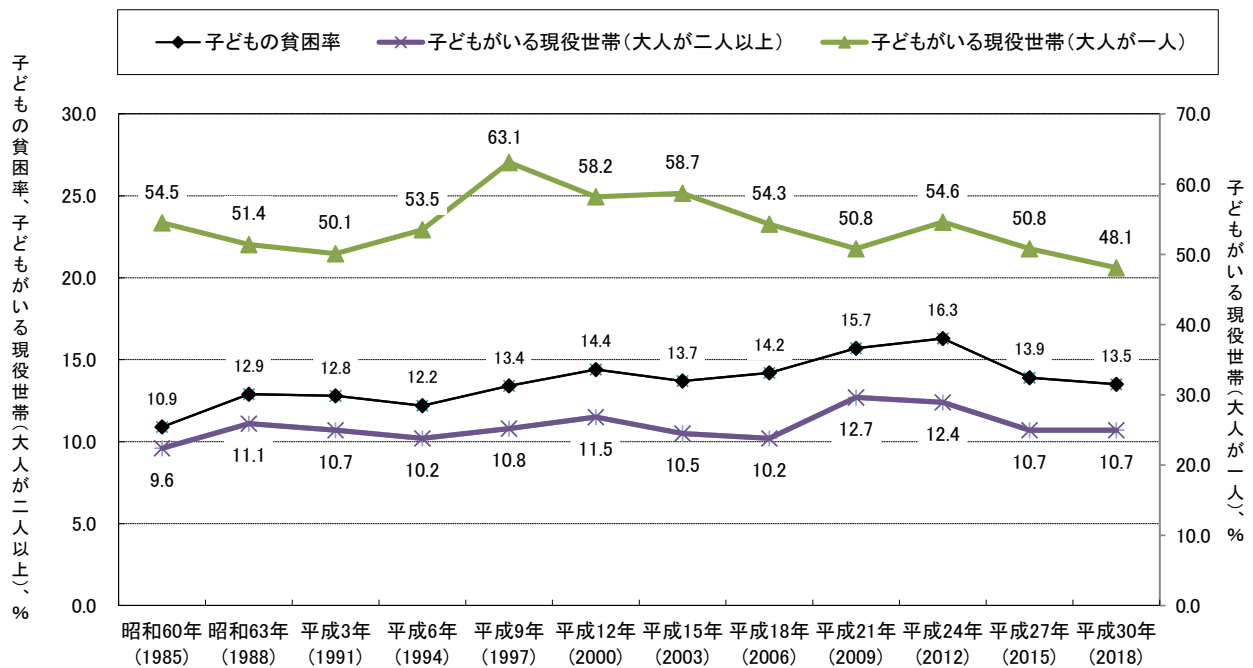
出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より作成

## 4. 貧困率の推移

貧困率の推移をみると、「子どもの貧困率」は平成27年（2015年）から変わっておらず、10人に1人が貧困状態にある実態が浮かび上がっている（図4）。

「子どもがいる現役世帯（大人が二人以上）」、「子どもがいる現役世帯（大人が一人）」については、平成27年（2015年）から減少しているものの、ひとり親世帯では依然として2人に1人が貧困状態となっている。

図4 貧困率の推移



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より作成